

2020年
12月18日号

タイの外資規制(2/2)

－ 銀行業、貸金業、ファイナンス・リース業及び不動産業に関する規制の概要

執筆者：五十嵐 チカ、芝 章浩、山本 俊之、Nuttaros Tangprasitti、Radklao Namkunya

概要

前号のニューズレターでもお伝えしたように、タイにおいて事業を営もうとする外国人・外国法人は、適用除外となっているものを除き、外国人事業法に基づいて開業前に外国事業免許を取得する必要があります。また、個別の事業ごとの規制についても検等する必要があります。本ニューズレターでは、金融に関連する一定の事業(銀行業、貸金業、ファイナンス・産業)に関する規制の概要についてご紹介致します。

銀行業に関する規制の概要

タイにおいて、銀行業は、金融機関事業の一種として、仏暦 2551 年(2008 年)金融機関事業法(以下「金融機関事業法」といいます。)の適用を受け、同法に基づく主な監督権能は、タイ中央銀行(Bank of Thailand)に帰属します。そのため、タイにおいて銀行その他の金融関連の事業を営もうとする外国人・外国法人は、あらかじめ金融機関事業法に基づき規制対象となる事業の種類を確認し、自らが営もうとしている事業の具体的な内容・性質及びビジネスモデル等がタイ中央銀行の承認を必要とするものかどうか、確認する必要があります。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

金融機関事業法第4条は、「金融機関事業」とは、商業銀行業¹、ファイナンス業²、不動産銀行(credit foncier)業³、及び特別の法律に基づき設立された一定の金融機関(以下「特殊金融機関」といいます。)の事業も含むものとしています。「金融機関事業」は、基本的には、一定の目的のために公衆から預金又は金銭の受入れを行うものであり、その目的が金融機関が行う事業の種類によって異なることとなります。

さらに、同条は、「金融業」として、金融機関業よりさらに広範な業務を包摂する概念についても定義しています⁴。

また、金融機関事業法上、特殊金融機関を除いた下記3種類の事業者を包括して、「金融機関」と呼んでいます。

- ・ 商業銀行(免許を受けて商業銀行業を行う事業者)
- ・ ファイナンス会社(免許を受けてファイナンス業を行う事業者)
- ・ 不動産銀行会社(免許を受けて不動産銀行業を行う事業者)

金融機関の設立にあたり、タイ中央銀行の勧告に基づく財務大臣の免許を取得する必要がありますが、そのための主要な要件は以下のとおりです。

- i. タイ法に基づき登記された公開株式会社であること
- ii. 100 パーツ未満の額面価額による記名式の普通株式及び優先株式が発行されており、附属定款による株式の譲渡制限がされていないこと
- iii. 発行株式の75%以上の議決権株式が国内株主に所有され、取締役の4分の3以上がタイ国民であること
注: タイ中央銀行は、適切と認める場合には、一定の金融機関に対して、外国株主が議決権株式の25%を超えて49%まで所有し、又は外国人取締役が全取締役の4分の1を超えて2分の1未満まで占めることを許可することができます。また、必要に応じて、金融機関又は金融システムの安定のために業務状況の改善を図るため、上記の規制を緩和することができます。
- iv. 金融機関の発行済株式の10%を超える株式が1人の者及びその関係者によって直接・間接に保有されることは、タイ中央銀行による承認がない限り禁止

ただし、商業銀行業に関しては、外国商業銀行は、商業銀行業の免許を財務大臣から取得して商業銀行業を営むための支店をタイに設立することができます(金融機関事業法第10条)。

貸金業に関する規制の概要

● 融資の提供(一般論)

一般的には、融資の提供については民商法が適用され、免許を取得する必要ありません。株主が会社への貸付を行ったり、会社が取締役への貸付を行ったりといった形で、自然人・法人間での貸付けはしばしば行われます。しかしながら、外国

¹ 「商業銀行業」とは、要求払い又は定期性の預金又は公衆からの金銭の受入れ、かつ、信用の供与、為替手形その他の流通証券の売買、外国為替の売買その他の方法によりこれを使用する事業をいいます。

² 「ファイナンス業」とは、要求払い又は定期性の預金又は公衆からの金銭の受入れ(小切手により引き出されるものを除く。)を行い、かつ、信用の供与、為替手形その他の流通証券の売買その他の方法によりこれを使用する事業をいいます。

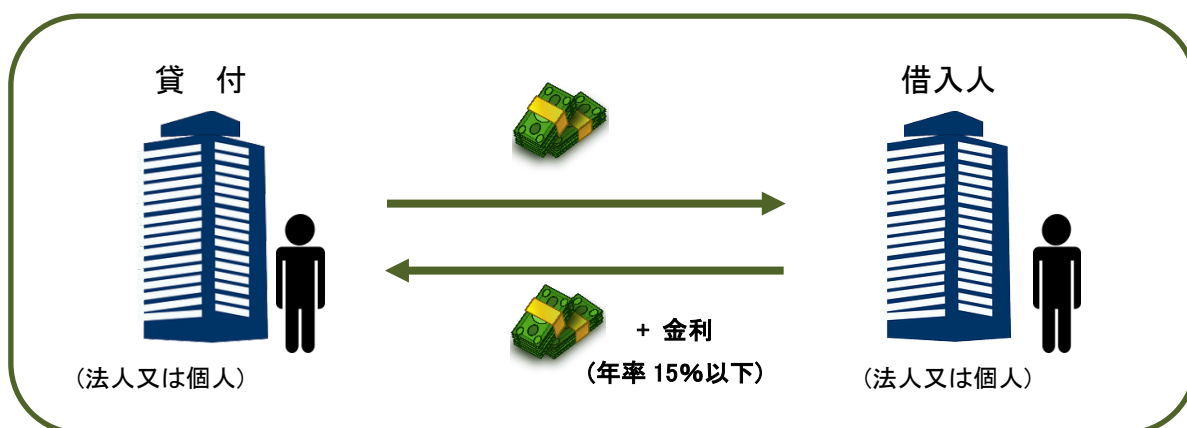
³ 「不動産銀行(credit foncier)事業」とは、定期性の預金又は公衆からの金銭の受入れを行い、かつ、これを次のいずれかの方法により使用する事業をいいます。

- (1) 不動産に対する抵当権により担保される金銭の貸付
- (2) 買戻権付売買による不動産の買取り

⁴ 「金融業」とは、商業銀行業、ファイナンス業、不動産銀行業、証券業、(先物契約法制に基づく)先物契約業、(生命保険法制に基づく)生命保険業その他タイ中央銀行の告示により定められる事業をいいます。

の貸付人については、自然人・法人を問わず、外国事業免許を申請して取得する必要があります。前号のニュースレターでも述べたとおり、個人向け融資の提供は外国人事業法第3表(21)「その他のサービス業」に該当するためです。

融資の金利は、**年率 15%を超えてはなりません**(民商法第 654 条)。ただし、主たる目的が(短期及び長期を含む)貸付市場に商業的かつ直接的に関連する事業の場合、それら事業にも上限金利規制を適用すると、消費者の財務状態に広範な影響を及ぼし得ることから、上限金利規制は適用されず、特別法で定められた取扱いの適用を受けます。



● **金融機関による融資**

金融機関事業法に基づく免許を得て公衆向けに信用の供与を行うことができる金融機関(商業銀行、ファイナンス会社等)に関しては、財務省が、タイ中央銀行の助言により**年率 15%を超える金利**(具体的には借入人の類型に応じて算定される金利)を定めることができます(仏暦 2523 年(1980 年)金融機関金利法第 4 条)。この場合、財務省は、金融機関の類型ごとに上限金利を設定する省告示を発出します。

例えば、ファイナンス業、不動産銀行業又は証券業における借入人から收受できる上限金利は、**年率 21%以下**と定められています。また、貸付人としての金融機関は、借入人の適格性、与信枠、手数料等に関してタイ中央銀行の定める規制を遵守しなければなりません。



● **ノンバンクによる融資**

(金融機関ではなく)ノンバンク⁵が、公衆(個人に限る)に対して**物的担保なし**で融資を提供し、借入人から**年率 15%を超える**利息を得ようとする場合、「監督対象個人向け融資業」に該当するものとされ、したがって、事前にタイ中央銀行の承認を得る必要があります。

対象となる融資は、貸付契約に基づくものに限られず、その他の契約、例えば、物件の購入権付賃貸借契約・リース契約(ただし、レシーがレッサーに対してリース物件についてあらかじめ合意された金額の返済義務を負う場合をいい、タイ中央銀行はこのような契約も「融資取引」とみなされ得ると解釈しています。)に基づく場合が含まれます。また、合意による与信期間の延長又は増加等も含まれます。

「監督対象個人向け融資業」に関する免許の種類は、貸付の目的や借入人の属性に基づき、次のとおり分類されます。

1. **監督対象個人向け融資業免許(P ローン免許)**

この免許は、財務省告示により、以下のいずれかの融資を提供する事業(P ローン事業)に適用されるものと定められています。

- 1) **物的担保のない融資**
- 2) 物件の購入権付賃貸借契約・リース契約に基づく融資(与信期間の延長を含む)であって、その事業者の通常の業務の過程で販売されていない物件(ただし、下記のフローチャートに示される自動車及び機械類を除く。)に係るもの
- 3) 車両⁶(例えば、自家用車、二輪車、トレーラー、ロードローラー、トラクター等)を担保とする融資(当該車両の所有者に対し車両登録証を担保に実行するもの)

個人向け事業(personal loan)という名称ではありませんが、P ローン事業の対象となる上記 3 種類の融資(以下「P ローン商品」といいます。)に基づく資金使途は、個人的なものでも事業上のものでもかまいません。P ローン免許に基づく融資の与信枠を決定するためには、タイ中央銀行告示に基づき、借入人から銀行取引明細書を徴求することが求められますので、P ローン免許は、銀行口座に安定した所得又はキャッシュフローを有する借入人(例えば、会社の従業員や政府職員)に個人向け融資を提供するノンバンクに適しているものと考えられます。なお、与信枠の金額について、タイ中央銀行は具体的な金額は指定しておらず、適切性及び借入人の債務返済能力との整合性を確保するため、借入人の月次平均所得に基づき算出されます。

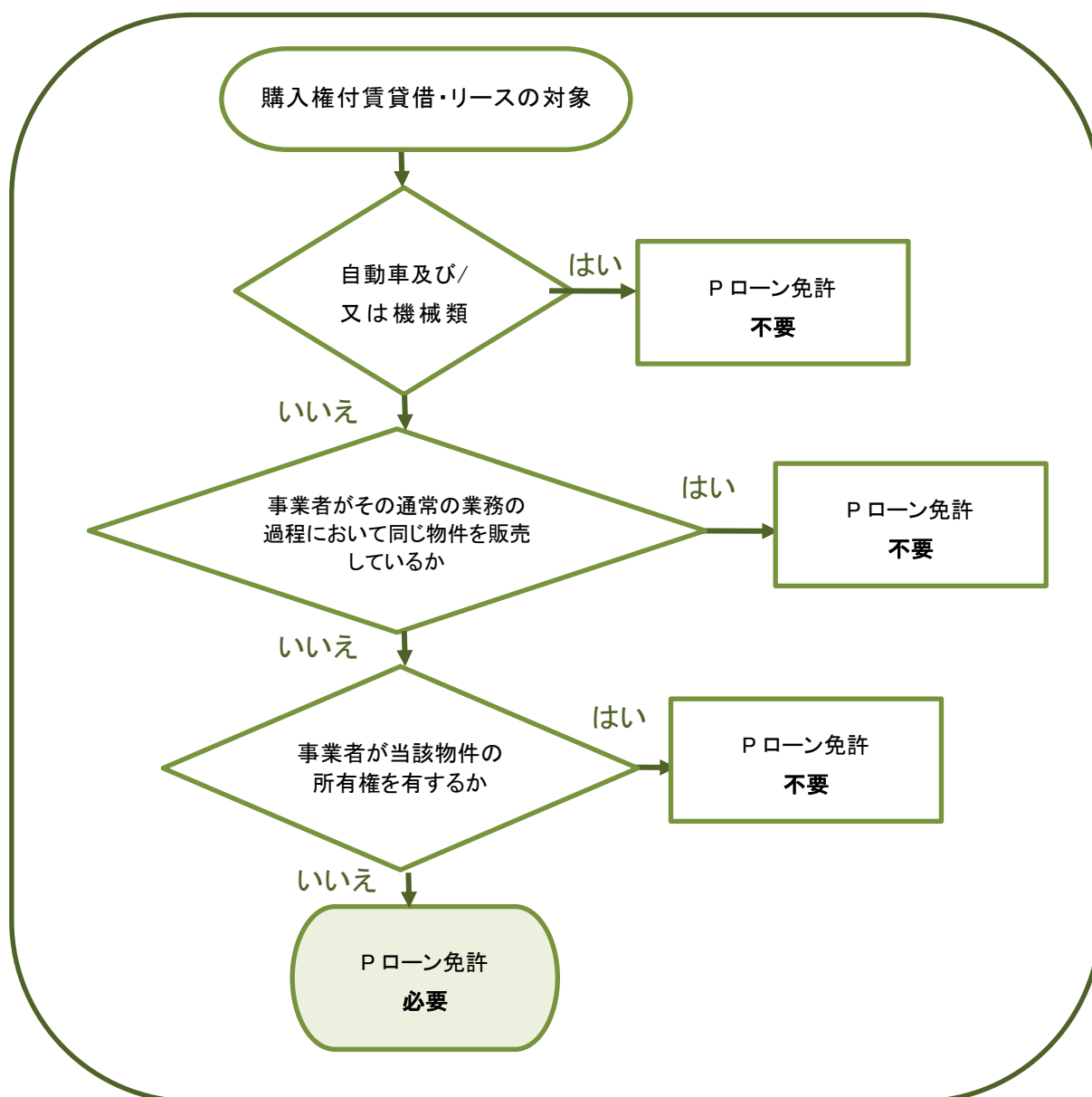
金利に関しては、同じくタイ中央銀行告示が、P ローン商品の種類に応じ、借入人から收受し得る金利及び手数料の上限を下記表のとおり定めています。従前、タイ中央銀行では、上記の上限金利を一律で実質年率 28%以下(一定の実費を除く)と定めていましたが、2020 年 7 月 31 日付のタイ中央銀行告示により、下記のとおり変更されました。

P ローン商品の種類	債務残高に対する利率、 延滞債務に対する利率及び手数料・遅延損害金の上限
1. 物的担保のない融資	いずれも実質年率 25%以下 (一定の実費を除く)
2. 一定の条件を満たす物件の購入権付賃貸借契約・リース契約に基づく融資	
3. 車両担保融資	いずれも実質年率 24%以下 (一定の実費を除く)

⁵ 「ノンバンク」の意味について、タイ中央銀行の告示その他の法令上の定義はありませんが、ここでいうノンバンクとは、タイ中央銀行の監督下にある事業体であって、「金融機関事業」以外の、例えば、①クレジットカード、②監督対象個人向けローン(P ローン)及び/またはナノ・ファイナンス、③資産運用、④P2P レンディング・プラットフォーム等のタイ中央銀行の監督下にある事業を行うものをいいます。

⁶ 仏暦 2522 年(1979 年)車両法及び仏暦 2522 年(1979 年)陸上運送法に定義される車両をいいます。

購入権付賃貸借・リース事業を行うノンバンクがタイ中央銀行に対して P ローン免許を申請する必要の有無を判断するためのフローチャート



2. 監督対象ナノ・ファイナンス業免許(ナノ・ファイナンス免許)

ナノ・ファイナンス業免許は、事業資金を用途とする少額個人向け融資を提供する事業(ナノ・ファイナンス業)のためのもので、P ローンに比べると与信判断プロセスはより柔軟です。ナノ・ファイナンス業において提供される融資は、安定した所得を必ずしも有しない借入人(例えば、スタートアップや生鮮市場の青果商等)に適しています。タイ中央銀行は、借入人1人当たりの与信枠の上限を 100,000 バーツ以下と定めています。

また、借入人は安定した所得を有するとは限らないため、Pローン事業に比べると、ナノ・ファイナンス業の方が不履行リスクが高いといえます。そのため、前述のタイ中央銀行告示では、ナノ・ファイナンス業に関する上限金利について、**実質年率33%以下**と定めています⁷。

ノンバンクが、Pローン免許又はナノ・ファイナンス免許を申請する場合の主要な要件は以下のとおりです。

	主な要件項目	Pローン免許・ナノ・ファイナンス免許を申請するための要件
1.	法人の種類	非公開会社又は公開株式会社
2.	資金使途	Pローン事業：個人的目的及び/又は事業目的 ナノ・ファイナンス業：事業目的のみ
3.	所要資本金	1社あたり最低5000万バーツ(全額払込済み)以上。(Pローン事業とナノ・ファイナンス業の双方を営む場合も同様)
4.	負債資本倍率	Pローン事業：適用なし ナノ・ファイナンス業：7:1以下の比率を全事業期間を通じて維持する必要あり 注:外国ノンバンクは、免許の種類にかかわらず、外国事業法及び関連規則に基づき、負債資本倍率を7:1以下とする必要があります。

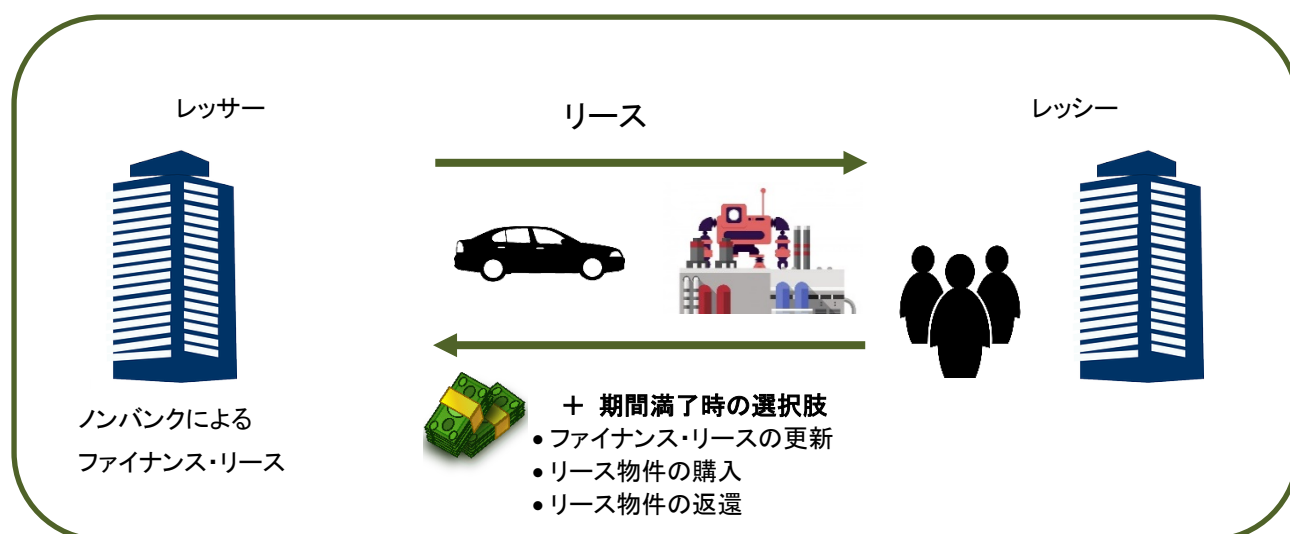
ただし、財務省告示の定めにより、ノンバンクが、**年利15%以下**の利率で個人又は法人に融資を提供する場合、Pローン免許もナノ・ファイナンス免許も必要ありません。この場合は、前述のとおり、民商法上の融資に関する規定を遵守する必要があります。

ファイナンス・リースに関する規制の概要

民商法は、タイにおけるあらゆる金融取引又は商行為に関する基本原則を定めており、例えば賃貸借(民商法第537条から第571条)及び購入権付賃貸借(第572条から第574条)の基本原則を定めています。ただし、民商法は、ファイナンス・リースに関する規定を特に設けておらず、ファイナンス・リースをめぐる紛争が裁判所で争われる場合には、民商法の上記規定が準用されます。

民商法の第572条では、「購入権付賃貸借」取引とは、物件の所有者が当該物件を賃貸するとともに、賃借人が合意した金額の支払いを完了することを条件に当該物件を賃借人に売却することを約束する取引であると規定されています。ファイナンス・リースの場合は実態としては金融取引であり、ファイナンス・リースの提供者がレッサーとして、製造業者、販売業者その他の者からレシーの指定する物件を調達し、レシーに利用させます。レシーはリース物件を占有し、合意された期間中、リース料を支払います。レシーは、リース期間満了時に、ファイナンス・リースを更新するか、又はリース物件を購入しもしくは返還を選択することができます。

⁷ なお、従前は年率36%以下とされていましたが、2020年7月31日付タイ中央銀行告示により、上述のとおり変更されました。



ファイナンス・リース業を営む場合、原則として許認可は不要ですが、法律に別段の定めがある場合を除きます。例えば、商業銀行が購入権付賃貸借及びリース業を営む場合には、タイ中央銀行から許可を得るとともに、取引条件についてはタイ中央銀行告示の定めに従う必要があります。ノンバンクがファイナンス・リース事業を行おうとする場合には、上記のPローン事業の基準に該当する場合(この場合にはPローン免許の申請・取得が必要です。)を除き、許認可は必要ありません。

もともと、外国企業の場合は、個人・法人を問わず、外国事業免許の申請・取得が必要となります。ファイナンス・リースの提供は外国人事業法第3表(21)の「その他のサービス業」に該当し、かつ、外国事業免許に係る適用除外を受ける事業には該当しないためです。

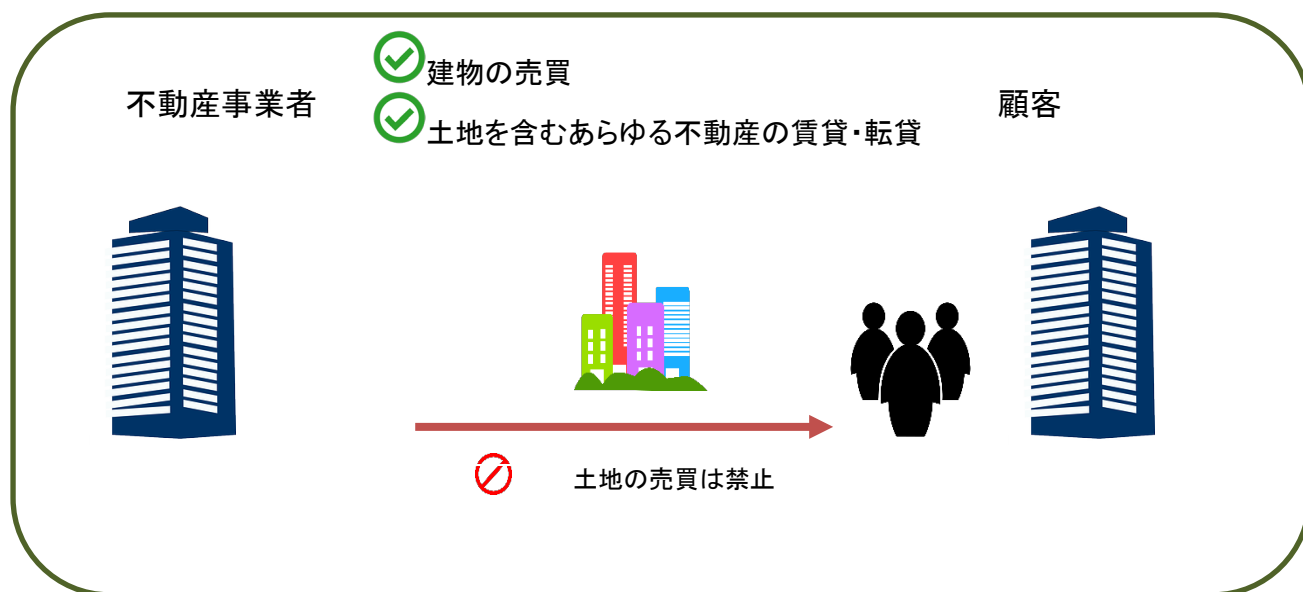
不動産業に関する規制の概要

外国企業が、タイにおいて不動産業を営もうとする場合、当局により設けられた規制によりしばしば困難に直面します。例えば、2020年6月号のニューズレターでご紹介したように、仏暦2487年(1954年)土地法により外国人による土地の所有権(freehold)の取得は原則として禁止されており、投資奨励のために特別法で別に規定されている場合(タイ投資委員会及び/又はタイ工業団地公社から許可された場合等)はその例外となります。さらに、タイにおける土地取引業(土地の売買等)に関しても、外国人は排斥されています。そのような事業は、「特別な理由」により外国人への開放が留保される事業を定める外国人事業法第1表に該当するためです。

他方、建物に関しては、外国人が一定の条件に適合する場合(2020年6月号のニューズレターの脚注3記載の5種類のいずれかを満たす場合)、外国人も建物の所有権を持つことができます。例えば、2020年6月号のニューズレターでも触れましたが、コンドミニアムに関しては、そのような外国人が、個人・法人を問わず、合算して、**総ユニットの49%以下のユニットの所有権を保有することが認められています(仏暦2522年(1979年)コンドミニアム法第19条の2)。**

また、外国人は、土地以外の種類の不動産の取引を行うことができます。ただし、事前に事業開発局に対して外国事業免許を申請する必要があります。

外国人は、前述のとおり土地については所有権を有することはできませんが、あらゆる種類の不動産について賃借することは可能です。したがって、不動産を他人に賃貸し又は転貸しようとする外国人は、事前に外国事業免許の申請をしなければなりません。



なお、外国人が、仏暦 2487 年(1954 年)土地法に基づいて例外的に土地の所有権を有する場合、当局による個別の許可を得たうえで、土地の所有者としてその賃貸を行うことができます。この場合、事前の事業開発局に対する外国事業免許の申請も必要となります。

一般に、建物は、その建物が土地にとって「不可欠」であり、その形態を破壊し、損傷し又は変更することなく土地から分離することができない場合には、土地の構成部分とみなされます。民商法第 144 条は、「物の所有者は、その構成部分の全てに対して所有権を有する」と規定しています。同条の規定は、通常、建物の所有者名称を示す証拠がない場合に適用され、その場合、他に証拠(例えば、契約、登記その他の証拠)がない限り、土地の所有者は、当該土地の構成部分である建物の所有者でもあるものと推定されます。このような推定がある一方、建物の所有者は、民商法第 1336 条に基づき、土地に及ばない限りにおいて、当該建物に対する所有権を自由に行使することができます。すなわち、建物を使用し、処分し、果実(賃料等)を収受する権利、占有権原を有しない者に対して建物を追跡し取り戻す権利、及び建物に対する不法な妨害を予防する権利を行使することができます。

なお、外国事業許可の適用除外により、外国事業免許又は事業開発局の許可が不要となる場合があります。例えば、当該業務が商業銀行の業務に必要かつ関連するものである場合です。前号のニューズレターでも述べたとおり、金融機関事業並びに金融機関及びその関連する金融会社グループの業務に関するその他の事業に関しては、仏暦 2559 年(2016 年)外国事業免許に係る適用除外事業に関する省令(第 2 号)により、外国事業免許の取得義務が免除されています。



い が ら し ち か
五十嵐 千カ

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士

c_igarashi@jurists.co.jp

1997年弁護士登録、2007年ニューヨーク州弁護士登録。2006年ボストン大学ロースクール卒業(LL.M.)、2006年国際連合本部(New York)執務。2015年より東京地方裁判所鑑定委員。



し ば あ き ひ ろ
芝 章 浩

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士

a_shiba@jurists.co.jp

2007年弁護士登録。2005年東京大学法学部卒業、2017年コーネル大学ロースクール卒業(LL.M.)。2018年ニューヨーク州弁護士登録。2011年10月から2014年6月まで金融庁に出向、2017年8月から2018年8月まで株式会社三菱UFJ銀行シンガポール支店に出向。



や ま も と と し ゆ き
山本 俊之

西村あさひ法律事務所 弁護士

to_yamamoto@jurists.co.jp

2009年弁護士登録。2000年慶應義塾大学環境情報学部卒業、2007年慶應義塾大学法科大学院修了。弁護士登録前は、2000年から2005年まで株式会社格付投資情報センター(R&I)、2007年から2008年までメリルリンチ日本証券株式会社にてそれぞれアナリスト業務に従事。日本証券アナリスト協会検定会員、国際公認投資アナリスト。



Nuttaros Tangprasitti

SCL Nishimura パートナー弁護士(タイ法)

nuttaros@siamcitylaw.com

2005年 SCL Law Group 加入。2006年タイのタマサート大学卒業(LL.B.)、2010年ルクセンブルク大学卒業(LL.M.)。



Radklao Namkunya

SCL Nishimura 弁護士(タイ法)

radklao@siamcitylaw.com

2015年タイのチュラロンコーン大学卒業(LL.B.)。2016年 SCL Law Group 加入。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020